

各住宅宿泊管理業者 各位

国土交通省 関東地方整備局
建政部 建設産業第二課

新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の発出を受けた
テレワークの推進に係る要請等について（依頼）

日頃から国土交通行政の推進に格別の御協力を賜り、お礼申し上げます。

令和2年4月7日に開催された新型コロナウイルス感染症対策本部において、「新型インフルエンザ等対策特別措置法」に基づく緊急事態宣言が発出され、4月16日に開催されました第29回新型コロナウイルス感染症対策本部において、「新型インフルエンザ等対策特別措置法」に基づく「基本的対処方針」が変更され、緊急事態措置を実施すべき区域が全都道府県に拡大されました。

また、総理より、「今後、ゴールデンウィークに向けて、全ての都道府県において、不要不急の帰省や旅行など、都道府県をまたいで人が移動することを、まん延防止の観点から絶対に避けるよう、住民の方々に促していただくようお願いします。」との発言や、「この緊急事態を5月6日までの残りの期間で終えるためには、最低7割、極力8割の接触削減を何としても実現しなければなりません。」との発言がありました。

つきましては、最低7割、極力8割という接触削減の目標の達成に向け、特定警戒都道府県※における住宅宿泊管理業者様は、①オフィスでの仕事は、原則として、自宅で行えるようにすること、②やむを得ず出勤が必要な場合も、出勤者を最低7割は減らすこと、③取引先などの関係者に対しても、出勤者の数を減らすなどの上記の取組を説明し、理解・協力を求めることなど、テレワークの推進に取り組んで頂きますよう、お願いいたします。

また、特定警戒都道府県以外の特定都道府県における住宅宿泊管理業者様は、各都道府県知事からの要請内容等も踏まえ、テレワークの更なる推進に取り組んで頂きますようお願いいたします。

※特定警戒都道府県

東京都、大阪府、北海道、茨城県、埼玉県、千葉県、神奈川県、石川県、岐阜県、愛知県、京都府、兵庫県及び福岡県の13都道府県

<参考>

・緊急事態措置に関する重要事項として、緊急事態宣言下においても「国民生活・国民経済の安定確保に不可欠な業務を行う事業者は、国民生活及び国民経済安定のため、事業の継続を図る。」とされているところ、宿泊事業者に対しても「三つの密（※）」を避けるための取組を講じていただきつつ、事業の継続を求めるとされています。

新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（令和2年4月11日変更）（抜粋）

（別添）緊急事態宣言時に事業の継続が求められる事業者

以下事業者等については、「三つの密（※）」をさけるための取組を講じていただきつ

つ、事業者の継続を求める。

3. 国民の安定的な生活の確保

- ・ 自宅等で過ごす国民が、必要最低限の生活を送るために不可欠なサービスを提供する関係事業者の事業継続を要請する。

⑥生活必需サービス（ホテル・宿泊、銭湯、理美容、ランドリー、獣医等）

※密閉空間（換気の悪い密閉空間である）、密集場所（多くの人が密集している）、密接場面（互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や発声が行われる）という3つの条件のこと。

○新型コロナウイルス感染症対策本部ホームページ

https://www.kantei.go.jp/jp/singi/novel_coronavirus/taisaku_honbu.html

【住宅宿泊管理業に関すること】

関東地方整備局 建政部 建設産業第二課

TEL 048-601-3151（内線6655）